

平成26年第9回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年12月5日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第134号から議案第153号まで、議案第155号
- 第6 請願第10号から請願第12号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

22番 加賀博昭君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君

総合政策課長	渡	辺	竜	五	君	行政改革課長	本	間		聡	君
世界遺産課長	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	計	良	隆	弘	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課長	後	藤	友	二	君	農林水産課長	山	本	雅	明	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	大	橋	幸	喜	君
両管津理病院長	小	路		昭	君	選挙管理委員会事務局長	小	林	泰	英	君
監査委員局長	菊	地		誠	君	農業委員会事務局長	長		敏	宏	君
消防課長	深	野	俊	之	君	危機管理幹事	坂	田	和	三	君
契約管理幹事	伊	藤	浩	二	君	庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君
国営かんばい推進主幹	北	嶋	富	夫	君						

事務局職員出席者

事務局次長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第9回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、17番、金光英晴君及び19番、金子克己君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。12月3日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から12月24日までの20日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、この後諸般の報告、行政報告、議案の上程、質疑、委員会付託を行い、散会した後は各派代表者会議を開きます。

8日は、午前10時から議会報編集特別委員会を、9日は午前10時から決算審査特別委員会を開催いたします。

10日から15日までが一般質問であります。質問者は14名であります。

一般質問最終日の15日は、一般質問終了後、追加議案の上程等を行い、追加議案の内容は人事院勧告等に基づく関連案件であります。なお、追加議案書は12日の金曜日に事前に議場配付いたしますので、15日の上程の際にはくれぐれもお忘れのないようお願いいたします。15日の散会後は、各派代表者会議を行います。

16日から19日午前中までの間が常任委員会の審査であります。

19日は、午後3時を目途に決算審査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催いたします。

22日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催いたします。

23日の祝日を挟んで、24日が最終日ではありますが、開会は午後2時からといたします。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月24日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成26年第9回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成26年第6回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第20号及び第21号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第134号から議案第153号まで、議案第155号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第134号から153号まで及び155号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第134号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,331万4,000円を追加をし、予算総額を484億2,104万円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、衆議院の解散に伴い、

12月14日に執行される第47回衆議院議員総選挙の経費であります。

議案第135号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市の最重要課題である人口減少対策として、平成27年度に取り組む若者の定着や暮らしやすい環境づくり、地域や産業の活性化などの重点施策を確実に実現できる組織体制を構築し、さらに検証に基づき現行組織が抱える課題を解決するため、佐渡市行政組織条例の一部を改正するものであります。

議案第136号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在集落が運営をしておる岩首簡易水道及び前浜簡易水道について、その運営が平成27年1月から佐渡市に移管されることにより、水道料金を統一するための条例改正を行うものであります。

議案第137号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市総合体育館の建設に伴い、管理の基準などを定め、あわせて都市公園体育施設の効率的な施設管理を行うために指定管理者による管理が可能となるよう条例を改正するものであります。

議案第138号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の統廃合により、佐和田体育館、佐和田鴨摺運動場及び羽茂体育館を廃止するものであります。

議案第139号から議案第143号につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）、議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）、議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）、議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）、以上5議案は佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續などに関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第144号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置などに関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、起債の増額及び事業の新規追加によるものであります。

議案第145号 団体営土地改良事業の施行について（小川地区）。本案は、団体営土地改良事業基盤整備促進事業（小川地区）について佐渡市が事業主体となり、平成27年度から施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、見附市及び新潟県中越福祉事務組合が公平委員会に関する事務への加入の申し出があったことから、地方自治法第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第147号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億9,315万6,000円を追加をし、予算総額を488億1,419万6,000円とするものであります。

す。主な補正内容は、歳入では地方交付税、国、県支出金及び地方債などの増額計上、歳出では障害者総合支援法にかかわる障害福祉サービス事業の増額を予算計上するほか、指定管理者との協定に基づく管理運営業務委託料にかかわる債務負担行為の設定などを予算計上するものであります。

議案第148号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ72万円を追加をし、予算総額を7億3,927万円とするものであります。主な補正内容は、人間ドック委託料及び過年度保険料還付金の増額であります。

議案第149号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ444万2,000円を追加をし、予算総額を10億9,341万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では分担金及び負担金、一般会計繰入金の増額、歳出では維持管理費、建設改良費の増額であります。

議案第150号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億2,849万6,000円を追加をし、予算総額を33億5,616万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰入金、繰越金の増額、歳出では国府川浄化センター建設債償還金、国府川浄化センター維持管理債務負担金、測量設計委託料、土地購入費、水道管の移設補償費の増額、汚水管渠工事の増額であります。

議案第151号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ406万円を追加をし、予算総額を4億7,465万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金を増額し、歳出では電気料、重油価格の高騰による光熱水費負担金を増額するものであります。

議案第152号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ618万5,000円を追加し、予算総額を6億733万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金を増額をし、歳出では電気料、重油価格の高騰による光熱水費の負担金及び介護サービス費などを増額するものであります。

議案第153号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、資本的収支について収入を2,097万円減額し、収入総額を7億3,063万円に、支出を3,021万4,000円減額し、支出総額を13億9,199万3,000円とするものであります。主な補正内容は、固定資産の購入、老朽管更新事業の増額及び配水管等敷設事業の減額であります。

議案第155号 （仮称）佐渡市総合体育館備品（バスケットボール用具）購入契約の締結について。本案は、総合体育館建設事業で建設中の（仮称）佐渡市総合体育館のバスケットボール用具について、11月26日に指名競争入札を執行し、落札者と購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第134号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをします。

来年度わかりやすく言えば佐渡市の行政の課のあり方を変えるというもののなのですが、議員全員協議会のときも若干お話をさせてもらったのですが、今市長の説明で、冒頭の説明では人口減と暮らしやすい云々ということです。提案の中身によると、重点施策を確実かつ効果的にということで、行政を行う側がこれのほうがやりやすいというのだから、我々がとやかく言う筋合いはないのだけれども、ただ市民の目線と願いから見てどうなのかということで幾つかお尋ねをしたい。例えば交通政策課がなくなって、観光交流課というところの中で交通問題をやるということになるのだろうと思うのです。市長のキャッチフレーズ、日本一お客様に愛されてということだから、どちらかというと外向きなのかなというふうに感じるわけです。交通基本法も制定をされていて、不十分なのだけれども、これから過疎、人口減少の中で地域内交通をどうするかというのは農村地域の中では非常に問題になっているわけであって、そういったものがこの観光交流課というところで成り立つのかどうなのかということをお尋ねをしたいのが1点。

もう一点は、農林水産課を分解しまして、林業水産課ということにします。林業ってなかなか厳しい産業ではあるのだけれども、これも先ほどの交通基本法と同じように森林・林業基本計画も平成23年にできていますから、そういったものを全面的に推し進めるのかなというふうに私ども感じるのですが、その辺どうなのかが2点目。

3点目です。先ほど市長が冒頭に言ったように、人口減少、いわゆる子供、出生率の問題や子供対策、育てやすい環境ということが1つあるし、もう一つは過疎、高齢化という問題がある中で、福祉については全くいじられていない。先ほど言ったように、農林水産業あるいは環境の感じでいえば、今あるのを一定程度分散してもっと重点的にやるということなのだろうけれども、福祉については全くいじられていないのは、これはどういったことなのかお尋ねをしておきたいと思う。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

まず、交通政策と観光との関連でございます。これ議員が今ご指摘のように、島内の高齢化とか過疎化等の中において島内に住んでいる市民の方々の足を確保するということはもちろん大事であります。このことをおろそかにするつもりはさらさらございません。ただし、佐渡市がこれから人口減少の中において佐渡でとれるものに付加価値をつける、外貨を獲得するということに加えて、やっぱり交流人口の拡大ということをやっていかなければならないわけであります。したがって、観光といわゆる2次交通、この部分については一体的に解決をしていかなければならないというふうな視点でこういう方向をとらせていただきました。なお、空港等の問題につきましては、その中で空港対策室というものも整備をするということで考えているところであります。

それから、農林水産課の問題であります。大変市民の方々にもご迷惑、ご心配をかけたわけでありまして、農林水産の業務というのは非常に幅が広いものでございます。したがって、農林水産課の課長として全てのことを網羅をして把握するということはなかなか難しいという問題が1点あります。もう一点は、今議員もご指摘があったように、森林計画というものが今つくられてあるわけでありまして、佐渡の森林をどうしたらいいのかということについて突っ込んでやっていこうという狙いがございまして、今回あのような事件が起きたようなことのないように、それぞれのところで目配りができるという視点で考えたわけでありまして、

それから、人口問題というのは、これは佐渡だけではなくて日本全国どこでも共通で、一生懸命やっていかなければならない最重点課題だというふうに認識をいたしております。しかし、この人口問題については、いわゆる結婚から始まりまして出産、育児、教育、福祉、そして高齢者の対策、これを一体的にやらなければ、それぞれ課がばらばらにやっていたのでは、これは効果が出てこないわけでありまして、したがって、そこで横串を入れるその司令塔、指令室というものを設置をしなければならないという観点から、まず人口減少対策室を設置をして、その中で全ての課との連携をとってやっていくという体制をとったわけでありまして、したがって、福祉の部分はいじっていないということもそのとおりでありますけれども、それはその中でこれからやっていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 人口減少のところの話があったので、高齢化のほうはどうかまた、もし答えていただけるのだったらお答え願いたい。

そこでお尋ねをしたいのですが、先ほどの交通の問題です。離島ですから、本土との交通という問題も極めてこれ大きな課題だし、重要なものだけれども、佐渡の中における人の移動、交通基本法でいうと移動という言葉を使うのだけれども、移動があってこそ例えば経済も活性化する云々ということなのです。先ほど市長の話だと、どうしても観光と2次交通を一体という、その意味はわかるのだけれども、やっぱり観光も観光なのだけれども、2次交通というか、地域内の生活交通をどうするかという課題はやはりとても深刻な私課題だと思うので、それと連携するのはもちろんなのだけれども、一体ではなくてそれはそれでしっかりやっていかないと私はだめなのではないかと思うのだが、その辺お尋ねをもう一回しておきたい。

それともう一つ、観光交流課の件です。この中に見ると、3資産の活用に関する事というふうになっているわけです。世界遺産、農業遺産、ジオスという3資産なのだろうけれども、この場合世界遺産推進課との関連は一体どうなるのかなという気もするのです。つまり世界遺産推進課でいうと、世界遺産の歴史的な価値をきっちり保存なりなんなりしていくというのが市の任務だと思うのですよね。その中で、どうしてもこっちが、市長のほうでいうとお客様に愛されるだから、こっちのほうが優先されていくような気がするのですが、その辺の連携はどのように考えているのかお尋ねをしたい。

もう一つ、林業の関係で、例えばペレットストーブのペレットがことしはないのだということでえらい

パニックが始まっているようですが、そういったことも佐渡の森林を自然エネルギーに変えていくという
ようなこともきっちり視野に入れているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 順序不同になりますが、お許しをいただきたい。

世界遺産推進課との関係であります。これも議員のご存じのとおり、平成29年に世界遺産登録というものを
目指して今頑張っているわけであります。その中で、世界遺産推進課は文化庁及び県、そして佐渡の
世界遺産推進課が一体となりながら、今推薦書をつくっている最中であります。そして、その構成資産を
どうやって守っていくのかというような、いわゆるその部分を世界遺産推進課はやっていかなければなら
ないと思っています。ただ、私どもはこの世界遺産、金銀山が世界遺産になったときに、その保管といひ
ますか、保護といひますか、それをするだけではやっぱり意味がないので、ほかの世界遺産に登録された
地域を見ていただいてもおわかりのとおり、それをどう活用するかということになるわけであります。し
たがいまして、これはどう活用するかということは観光の部分でございまして、そのすみ分けはしっ
かりとやっていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、林業の問題です。林業については、当然のことながらこれから自然再生エネルギーというこ
とが重点になってまいります。その段階では、環境のほうとの連携がありますし、今一番我々がやってい
かなければならないのは、太陽光発電なりあるいは水力発電なり風力というようなことの自然エネルギー
に加えて、森林をどうやって活用するかということが非常に重要でありますので、林業と環境との間での
連携、それを取り持つものがいわゆる、何度も申し上げていますが、C O I というその施策の中で繰入れ
ていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

高齢者の問題、さっき何かということでありましたが、これは人口減少が進んでいる中におきまして、
これからの重要な担い手として高齢者と女性の位置づけというのはやっぱり大きくなってくると思うので
す。この高齢者と女性の位置づけをどうやってその中に組み入れるのかということと、もう一つは特別
養護老人ホームとか、そういうものの整備ということは一定的やっていかなければならぬわけでありま
すが、そうではなくて元気な高齢者をどうやってやるのか。いわゆる健康寿命といひますか、これをやっ
ていくということは、これは一連のものとしてやっていかなければならないわけでありまして、これは人
口減少対策の中で横串の中でやってまいりたいというふうに思っております。

あと、答弁漏れがありましたら。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 大体答えていただいたのだと思うのですが、所管なので、所管でやりますが、
もう一点だけ。

例えば総合政策課でさっき言った人口減少の問題、横串刺すということなのだけれども、さっき私も健
康寿命のことをこの後言おうと思ったら市長のほうから言ったのだけれども、健康寿命ということも甲斐
市政の中では大きく掲げているし、高齢者と女性という今答弁されましたけれども、例えばこれ所掌事務
の関係を見ると人口減少対策と男女共同参画だけなのですね。例えば本当これは少子高齢とか、高齢が

これやっぱり抜けているではないですか、文言そのものでは。やるというのはわかるのだけれども、こういう所掌事務をしっかりやるときには、一方では高齢福祉の中で高齢というのが明確になっているのだけれども、二重にできないという意味だったのだろうけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 本来であれば、組織そのものはフラットにして、全てが共有できる体制というものをとっていかなければならないとは思っています。しかしながら、国も県も縦割り行政の中において佐渡市だけフラットにするということは不可能であるだろう、とすればどこかで横串を入れていかなければならないわけであります。したがって、総合政策課の中に人口減少対策室を設けて、そこの中で、先ほど申し上げましたが、結婚から高齢対策までのものを、一連のものを横串を入れる、そこで施策を組み立ててそれぞれのところで高齢者対策では、高齢福祉課があるわけですから、そこの中で掘り下げたものやっいていくという役割分担をしていく。ただし、今の段階といいますか、これからのことを考えた場合に、どこで横串を入れるのかということが非常に大事だということでこういう体制をとらせていただいたわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 資料集の9ページの高齢福祉課の下に、新たに中地域包括支援センターというのに線がつながっております。今年度まではそれはありませんでした。地域包括支援センターの役割というのは重要だと思うのですが、この組織変更した趣旨を説明いただきたいということと、これからどう変わるのか。地域包括ケア会議とか、そういうことがうたわれておりますが、そういうことを進めるための準備としての変更なのかを伺います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） 説明をさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、地域包括ケアシステムに向けまして、平成27年度から体制、法律等が変わりまして、非常に重要なことでございます。確かにこの介護、医療の連携あるいは地域包括ケア体制を進めるための地域の活動の支援、あるいは従来の地域包括支援センターで行ってきました権利擁護でありますとか相談業務、そういう支援というものを強化する必要があります。そのかなめとしまして、地域包括支援センター、各4地区にございますので、今後の2025年までの一連の地域で住みやすい地域をつくっていくという中で、この準備としまして、我々も基幹型的な位置づけとしまして、今4つある支援センターをリード、調整しながら、ほかの関係機関との協力もしまして、そこを体制を整えていきたいということで、今回市のほうからもそこに職員を配置して一緒にやっていくということで準備を考えているものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 社会福祉協議会のほうに委託をして地域包括支援センターを運営しているところが多いわけですが、そこに職員を派遣するという形ですが、具体的にその人数ですとか、ここには所長、この下に包括支援センターという形に線でつながっているだけですが、職員を数名入れる程度なのか、

全部というか、中地区は全部職員でやる体制にするのか、その辺についても決まっていたらお知らせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

職員については、所長ほか、専門職として保健師等を配置をしていきたいと考えておりますけれども、全体の人事のバランスの中でまたこのお話は出てくるものと考えております。ただ、今まで、議員今ご指摘がありましたとおり、社会福祉協議会に運営を委託しておりまして、そのノウハウというものが非常に大きいものがございますので、引き続きそのノウハウを生かしていくという観点で我々も一緒にいくという形で運営体制は考えておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 確認をさせてください。

11ページの上の4番のところですが、「指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる」という条文がございますが、今まで市営の体育館等を利用する場合、子供、小中学生ですか、そういう方々からは使用料は免除という形でおりましたが、今回の都市公園条例もそういう精神は引き継いでいるという理解してよろしいでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） これまでの体育施設と同様に取り扱うようにしております。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 今度の施設は、高規格の体育館等もでき上がりますが、いろんな利用方法が考えられます。大会誘致等で大きな規模の大会が来たり、そういうことで使用料が発生する場合がありますと思いますが、そういう場合の基準等はどういうふうに考えているのかをお知らせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 大会誘致等の使用料のことだと思いますけれども、基本的には使用料をいただくような形になると思います。ただし、中身によっては減免というようなケースもあろうかと思っています。それはケース・バイ・ケースということになろうかと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） この条例は、指定管理者にお任せした場合に定めるということ説明がございましたけれども、指定管理者はその使用料は自分でいただける、収入するということであります。

そこで、例えば利用料を免除となると、事業者というか、指定管理者は収入が減るわけですね。でも、当然使用すれば電気料もかかるし、種々の経費が発生しますが、その辺の考え方はどういうふうに考えていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 使用料の減免になる、確かに指定管理者のほうには使用料が入らなくなるということになりますけれども、そこはどうしてもやはり、条例上でもありますけれども、必要な場合は減免をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほどのその今度できる総合体育館との関連で、そこにある体育館がなくなるという、佐和田でいうと話なのだろうと思うのだけれども、佐和田の場合は人口も多いし、若い人、子供たちも多くて、なかなかあそこまで行くのも大変だったりもするのだけれども、今結構人口が少ないのだけれども、スポーツの団体とかが練習するとかで結構ぶつかったり、かち合ったりするということになっているのだけれども、佐和田の場合何ら問題ないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 今現在、体育館の利用団体の利用調整を今しておるところです。それで、恐らく調整ができるものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） できるものではなくて、できるのですね。できないと、これはもう問題になるし、さっきの健康寿命ではないけれども、高齢者だって体育館で健康寿命延ばしてもらわなければいけないので。できるのですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） これまでの利用団体数ですと、利用時間、曜日等を変えればこま的にはおさまるといふふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）の質疑を許します。
質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この139号から143号までは同じ指定管理なのですが、143号とこの太鼓体験交流館も同じ点数なのですよね。60点以下だとだめだというのだけれども、69点でしょう。変な言い方だけれども、この指定管理をやっている団体からすれば一番水を得た魚の場所にもかかわらず、何でこんなに低いのか。例えばほかのデイサービスセンター77点、ドンデン山荘は75点、白雲台は77点なのだけれども、69点、ベストミックスのような感じがするのにな点数が低いというのは、これ一体どういうことなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

審査につきましては、去る10月30日に小木のほうで当該説明をお聞きしましてヒアリングを行ったところでございますが、この施設につきましては、平成18年11月に当該施設は完成して、平成19年から指定管理を行いまして、来年の3月まで8年間鼓童文化財団が指定管理を受けるということで進めておりました。その中で、今まで指定管理料はゼロ円ということで、鼓童文化財団しか応募がなかったわけですが、今回の審査の中で事業計画を見る中で、今までほかの業者が入っていなかったというようなことで、計画が従来どおりというふうなことから点数が低かったのかなというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これ公の施設ですよ。でも、何で低かったのかなではなくて、何でこうなったのか。つまりずっとやっているわけでしょう。まさに、この財団が悪いという意味ではないのだけれども、この財団のためにあるような施設で、これを公として佐渡の観光であったり、地域交流であったり、さっきの健康の何か太鼓エクササイズみたいのをやったではないですか。にもかかわらず何でこんなに低いのかということなのです。本来ならば8年もずっとやってきているのだから、もっと高くて、90点台とったって私はおかしくないし、そういったものではないかということを知っているのですが、何でこんなに低いのです。59点だとアウトだったわけでしょう。だから、何で、どこが低かったのか。事業計画は低かったというのだけれども。ずっとやっていて低かったら、これ本来でいえばもっと違う業者入れるべきというような話になってしまうではないですか。ちょっと明確にお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） お答えします。

委員は全部で10人でございましたが、今回委員の出席は8人で審査を行ったところでございますが、今回審査項目につきましては基本方針、管理運営体制の評価、それからサービスの評価、コストの評価というふうなことで審査を行っておりますが、今ご指摘のように8年間という長い間運営をしているということとでなぜ低いかということでございますが、結果的にはこういう点数であらわれたのかなというふうに思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総務文教常任委員会でやりますけれども。聞いている人もちょっとおかしいと思うのだけれども。

では、1つだけ聞きます。いいですか。前回の点数は何点でした。今回何点ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 申しわけございません。前回の数値は把握しておりません。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 前回の点数は、これ何点でしたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君）

済みません、資料を持ってきておりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） この施設だけ指定管理の期間が5年間になっているのですが、その辺の理由についてお知らせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

指定管理につきまして、特に問題がないところにつきましては長期ということで5年間ということに決まっております。まだ少し問題があって余り長くということが無理だということになると3年とかというのも規定があるのですが、特に問題なく運営できる施設については5年間ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 問題になるという意味がよくわかりませんが、その問題というのは具体的にどういうことが挙げられるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えします。

運営について例えば指定管理料が発生していて、それが高額になっておったとかということでございます。ドンデン山荘につきましてはゼロ円ということで前回もやっておりまして、経営的にもとんとん、それから運営、宿泊、それから食事みたいなものにつきましても設置目的に応じた運営ができておるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今ほどの中川君の質問やら金田君の質問やらの中で、肝心なこの議題として提案をして出てきておるのは課長の提案ではないのです。事業責任者、事業を管理しておる責任者、これは市長です。市長は、今の課長連中が心得ていませんとか、今覚えておりませんとか、検討したけれども、この範疇であるというような、そういうお答えに対して、職責を課長がちゃんと全うしておると、そういう評価を市長はしておるのですか。こういう議題となって出てくる限りはそれなりの責任というものをしっかりつかんだ上で、どこから聞かれても答えられるということは、これは課長の責任であり、それを監督する提案者の市長の責任ですよ。ですから、その提案に対して、市長は総論的にどう受けとめてお聞きになっておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議会に提案をするものについて、その提案したものについて、それに対して的確に答弁ができなかったということについては大変申しわけなく思っております。今後この議会を通じながらさらに職員教育に徹底をしてまいりたいと思っております。実は私もその60点以上とか70点以上とかということについては承知をいたしておりました。しかし、それが仮に50点台だということになるとこれは問題があるわけでありまして、60点以上だということで、私自身もそれは認めてきたわけでございます。そういう点につきましてさらに細部にわたって今後とも詰めた上で、また議会に臨むということについてこれからも進めてまいりたい。今回につきましては大変申しわけない。課長として不適格な対応であったということについてはおわびを申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長から率直なご意見が出ましたので、了としますが、市長も上級機関で経験をしてきた経験者でありますし、ましてや以前の例の遊歩道の賽の河原の事件のときにも話がありました、市長も私も1つ同感なところは課長諸君の自覚というか、責任感が実に軽いと。平気でこうして、いや、存じていませんと折れたと。では、こういうことを査定した会議に出ておって、それは市長はそういうことに一々話は言及はしないと思いますよ、ですがやっぱりきちっと締まった考え方を、こういうところに課長の安易な性格とかあれが出てくるのです。あのときにも市長は、職員の中にあしき慣行というか、体質があって、それを改善していかなければならぬというような、非常に市長自身のせつない発言もありました。そういったことが、やっぱり市長が自覚したってこれは職員が、課長が自覚しなければ何にもならぬ。ですから、そういった意味で、課長諸君の研究はもとより、責任というものに目覚めていただきたい。総括の総務課長にも大いに私はそういった意味で責任があると思っております。給料をもらうとか、そういった意味で、俺は一番だとか、それこそそれなりの発言力があるのだというような、そういうことではなくて、どうしたら今市長提案を議会で理解させて、そして市民に納得、得心をしていただけるかと、こういう裏舞台の下支えは、これは一に課長にかかっておるのです。そういうことをこの後また同じことを繰り返さぬように、これで置きますが、市長は先ほどのお話をきっちり守っていただけるということのを了としておきます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）の質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B&G海洋センター）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これもさっき言った点数の低いほうなのですが、もちろん前回の点数はわからないのだからと思うのだけれども、ただ今回これ全部見て、指定管理というのは平成15年に制度が設けられて、総務省からこの間の指定管理のやり方、各自治体問題ありだよということで通達がずっと出てきているのです。安易にやり過ぎてはいないかと。そういったものが全くこれ反映されていないのではないですか。今回のこの件でいえば、これも点数そのものも低いだけれども、これどういうことか。あわせてこの2点聞きたい。この一連のをずっと見ると、総務省が2度にわたって、私から言うと総務省は業が燃えて2回もやったのです。指定管理制度のやり方は問題ありだ。全国の中では、指定管理をやめる、直営にしていくところも結構生まれてきているのだけれども、どうもこの流れ見るとただ安易に今度またやればいい

のだというふうに行っているとしか思えないのだけれども、これは誰が横串を刺しているのですか。

〔「B & G。教育委員会だろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

まず、このB & Gの施設につきましては、ある程度利用者も多く収入もあるという点と、それから近隣の施設で使用料の収入、それから予約管理等が一括して管理できるということで指定管理のほうに出させていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回のこの一連の指定管理、これも含めてですが、ちょっと安易な考えでやり過ぎていませんか。この間の総務省の助言的指導も含めて、指導というか、そういうものも含めて見ると安易過ぎると思うのだけれども、それ誰か答えられる人いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 総務省の指導につきましては、私も承知をいたしています。ただし、指定管理を否定するものではございません。その手法そのものが安易にということであります。ただ、佐渡の今の実態からして、佐渡市が直営することがいいのかあるいは民間に完全に行ってもらおうほうがいいのか、指定管理がいいのかという、この3点でこれをやるわけでありまして、市が直営するということはいまのところありません。では、ほかのところが本当にそれを指定管理ではなくてやってくれるところがあるのかということになると、これもなかなか面倒である。したがって、指定管理ではなくて、それを完全に自分でやってくれるところがあるのかということになると、これもなかなか出てこないわけでありまして、したがって、この3つの中の指定管理ということは今取り入れているわけでありまして、これをいつまでもずっと続けるという気持ちはありません。いずれといいますか、例えば補助金の問題、借入金の問題等々を踏まえながら、そういう長期的な視点に立って今やっているつもりであります。なお、今後につきまして、議員ご指摘のあるわけでございますので、そういうことを踏まえながら精査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 佐藤孝君。

○16番（佐藤 孝君） 続きみたいな形になるのですけれども、指定管理自体がもともと要するに管理費の節減と、そして住民サービスの向上ということで指定管理者制度が新たに改正になったわけです。

それで、このB & Gもそうですし、西三川のデイサービスセンターもそうです、このまま指定管理を続けて実際にいってサービスが向上するかというと、私ははっきり言って無理だというふうに思います。今回5つ出てきていますけれども、指定管理料がゼロの施設については、これは補助金適正化法の関係もあるのでしょうけれども、これは市長やっばりすぐ譲渡してもできるというふうに私は思いますが、1億や6,000万もかかるような指定管理料を払っている施設は温泉の二の舞にならないように、私は直営でやらなければならぬものは直営でやらなければならぬというふうに思います。それで、なおかつ直営でもできないということになれば、これは廃止するというような形になるのだと思いますが、温泉は皆さんみんな

返していただくのですから、これは当然できませんので、廃止するかという形になります。そういう二の舞を踏まないためにも、きちっと指定管理、行政改革のほうでこれは多分計画するのだと思いますけれども、もうちょっと本当に、中川議員ではないですけども、きちっと計画を立ててやってもらわないと私はこの143号のB&Gについては、地元から不平、不満は出ています、それでなおかつやるということになると私はまた地元へ行って説明をしなければならぬということになりますので、この辺を出すときにはきちっと精査をして出していきたいというふうに思います。いろいろこの後また市民の方に相談をさせていただいて本会議に臨みたいというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（根岸勇雄君） 村川四郎君。

○15番（村川四郎君） この143号というのではなくて、指定管理全般のことお聞きしたいのですけれども、決算審査特別委員会でも問題になったのですけれども、佐渡市の指定管理のやり方、全部が全部ではないのですけれども、大体の今までのやり方見ていると、補助金がなくなった段階にもうやめていくケースが多い。特に今回の温泉のケースなんか見ると、補助金がなければやっていけない。その補助金の使い方も毎年毎年補助金を使いながら、経営の努力でいうか、黒字にするために例えば温泉でいうとジャグジーがあったのをジャグジーをとめる、それから一番いい、一番大きい温泉があってもそれを燃料を節約するために底上げして浅くする、そういうやり方もしているわけです。それから、更衣室なんかでも例えば自動販売機を撤去する、マッサージ器を撤去するというようにだんだん、だんだん縮小していくケースが多いのです。そうしていつてぎりぎりまでいつて、やっていけないからやめるというケースがあるのですけれども、この指定管理の出し方をしているとほとんどの施設が補助金を使い果たした段階でやめてしまうということになるので、そうでなくて、本来なれば指定管理の期間中にその経営している人が反対に自分の資金を投じて設備を充実させていく、例えば和式のトイレだったものを洋式にするとか、温泉であればマッサージルームをつくるとか、そういうようなことは佐渡市の場合できるのかどうかです。縮小していくことは認めてというか、やっていつているケースが多いのですけれども、反対に施設をそういうふうに充実させる、食堂がなかったのをレストランをつけるとか、そういうようなことも含めてトイレを全部洋式にするとか、そういうことというのが見えないのですよね。だから、経営、指定管理の施設を見ていると最後は赤字になるからということをやめていつているケース多いので、決算審査特別委員会としてもこういう今の指定管理の出し方だと問題ではないかと。中にはやる気満々で、経営が順調にいけばもっと充実させていろんな施設をふやしていくというような形になった場合、そういうことができるのかどうか、それをお聞きしたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 指定管理制度というのは、その指定管理をやっている施設、これをただ漫然とそのまんま引っ張っていくというのが指定管理ではございません。そこをうまく運営をして、できれば、できればって本当はそうなのですが、黒字化をして、さらにサービスを向上していくという努力が必要だと思っています。そのことがなかなかできていないというのは実態であります。したがって、今議員がおっしゃったように、例えば和室から洋室のトイレなんていう話になってくれば、これは観光政策と

か大きな政策の中で全体でやれるわけであります。しかしながら、そういう提案もなかなか今いただいていないという実態でございます。これは佐渡だけでもない、ほかのところでもいっぱいあるわけでありまして、でも立派にやっているところもあるわけです。したがって、ではそういうことになれば、だめになるのだったら、もともと佐渡には施設が多過ぎるのだから、これはぱっとやめるという方向になるはずなのです。ただし、それは市民の方々が長くそれを使ってきたわけでありますから、そのことも考えていかなければならないので、これは苦渋の決断というところもあるわけです。したがって、指定管理を受けていただくところについてはそれなりの努力をしていただくというのは当然のことでありまして、その努力に対して行政としてもいろいろと協働、協力してやっていくということは至極当然のことであるというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 待望久しいというか、待ちに待ったというか、佐渡の総合体育館が佐和田のかの地にいよいよもって運営に踏み切れる状況になったと、こういうことで、運営内容の取り決めあるいは今まで従来の使用方法についての変更とか、そういったものに絡んで、この144号はそういった意味での整備計画が条例としてのものと、こう受けとめてはおりますが、ひとつ市長にも、質疑をお願いということになるのかわかりませんが、あそこは、佐和田の皆さんはあそこにあのものを建てていただいて恐らく喜ぶ人は7割、8割いないのではないかと思います。今までの、できればこの従来の体育館を廃止して、あそこに我々佐和田町は高規格の体育館をつくりたかったと。ところが、合併によってこういう状況に流れてしまったものですから、その時点は津波が起きたというような、そういう災害問題も上がらなかったことでもあります。あの地に市長もご存じのように広域の防風林だったか何か、それもやたらに切ったりとかということで事業がストップになったとか、注意を受けたとかという問題を醸したところでありますが、あそこには市長もご存じのように佐渡一の稼働率のいい50メートルプールがあったわけです。それを佐和田町民にわずかないわゆる説明でそのプールを廃止して、そして現在建物を建てたというようなことなのですが、総合体育館ということであるならば、そこにそういうプールの施設というものは……

○議長（根岸勇雄君） 大澤議員、佐渡市辺地総合計画、25年から27年度の中身について質疑をお願いいたします。

○9番（大澤祐治郎君） では、ですから新しく開くその体育館のそれは、この中には、ではうたっていないということですか。

○議長（根岸勇雄君） そうです。

○9番（大澤祐治郎君） それでは、質疑のほうへ切りかえますが、市長、こういうことで条例が変わることではありますが、総合体育館、総合機能ということを考えたら、あそこにプールをもう一回復活する、復元するというような計画はお持ちではありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 辺地対策事業債に絞ってください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） はい。私が先走ったような受け取り方をされておりますが、条例ができた時点では、言うならばあそこに佐渡一のだから人気のあるプールがあったのだと、そんなこともひとつ反省の材料に加えていただいて、議会のめどとかいうようなものにお考えがいただけるかということを私は質疑としてそれではお聞かせをいただきます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡辺竜五君） これ辺地の計画でございますので、原課でそのプールの必要性含めてそういうものがあって、その上で財源のものも含めて計画にのせるということで上がってきた場合に我々辺地の総合計画の変更をするという流れになっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） このいわゆる辺地対策事業債を借りるための計画なのだけれども、ここでページというと6ページなのだけれども、この中に私立の保育園が3つ挙げられていますよね。今も消費税の問題があってあるのだけれども、子ども・子育て支援制度はやると言っているのだけれども、これは具体的にどういうふうに理解したらいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回辺地対策事業債の平成25年度から平成27年度の3カ年の変更ということで、今回の分については私立の保育園の整備計画の姫津保育園の分が変更となっております。こちらの分の変更ということで上げさせてもらっておりますので、内容についてはそこに書いてあるとおりなのですが、県の安心こども基金補助事業というものがあまして、そのうちの保育緊急整備事業、こちらのほうが基準額等の変更がありましたので、変更させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 子ども・子育て支援制度が実施をされると、国の安心こども基金もことしか来年で終わりでしょう。これ平成27年まででしょう。新しい子ども・子育て支援制度は、報酬の中にきちっと減価償却費として入れて自分で建物を建てる云々ということになっているのだけれども、そうするとあなた方は、今そういった要綱も条例もないと思うのだけれども、例えば平成27年にこの私立の保育園が建てかえるというときには補助を出していくために借金をするという計画だというふうに理解できるのだけれども、そういうことですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおりで進めていきたいというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 団体営土地改良事業の施行について（小川地区）の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 中山間地でやったのに、水不足だから何とかしてやりたいという趣旨だと理解しますが、それでこの地区において、9年からやったらしいのですが、耕作放棄地はあるのかなのか、第1点。

関係戸数は何軒あるのか、そして耕作者の平均年齢はどのくらいなのか、それから後継者がいるのかどうなのか、その点について教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

今ほどのようなご質問の中の農家数ですが、18軒ということで聞いております。

それから、農家の平均年齢、それからこの地域での耕作放棄地等の数値については、申しわけございません、今資料のほうで持ってきておりません。申しわけありません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 事業主体が市なのですから、これが議員全員協議会でも言ったように土地改良事業でやるというなら土地改良区の責任でやれるのだ。これ事業主体はあなたがやらなければいかぬ。換地の問題もある。これ全部人間が少なくなっている中で、市が事業主体だとなっているのですよ。そういうふうな農業の状況、実情を把握しないでこういう事業を市がやるということは、これはもったのほかだと思うのです。だから、そういうことを調べた上で、どうしてもこれはやってやろうというのがこの事業ではないのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

今回のこの団体営の土地改良につきましては、既に圃場整備が平成15年に終了しているものでございます。集積等につきましても既にそこでされているというところで、この中での耕作放棄地についてはない

というふうになっております。

それから、担い手を含めた後継者、担い手、それからこの受益者等の平均年齢等につきましては、常任委員会のところで数値を出させていただくということでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 委員会で数字を出してもらえばいいけれども、私が心配するのは今全島で耕作放棄地が多くなっている、就農年齢が高いとすると、これがずっと投資したにもかかわらずもたないのではないかとこのことを心配して今の実情がどうかということを聞いただけで、産業建設常任委員会でこのことを十分審査していただければ結構です。それまでに数字出してやってください。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

議案第147号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第147号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第147号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 19ページの漁港の整備の増工なんですが、箇所をちょっと教えてもらいたいと思う。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

高千漁港でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費及び 6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、8 款土木費及び 9 款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費及び 9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第 147 号 平成 26 年度佐渡市一般会計補正予算（第 8 号）についての質疑を終結いたします。

議案第 148 号 平成 26 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 148 号についての質疑を終結いたします。

議案第 149 号 平成 26 年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 149 号についての質疑を終結いたします。

議案第 150 号 平成 26 年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 150 号についての質疑を終結いたします。

議案第 151 号 平成 26 年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 151 号についての質疑を終結いたします。

議案第 152 号 平成 26 年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 （仮称）佐渡市総合体育館備品（バスケットボール用具）購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第134号から153号まで及び155号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第10号から請願第12号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、請願第10号から12号までを議題といたします。

請願第10号から12号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、10日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時38分 散会